

介護老人福祉施設契約書

_____（以下、「利用者」といいます）と、もくせいの苑（以下、「ホーム」といいます）は、事業者が利用者に対して行う介護老人福祉サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

1. ホームは、介護保険法令の趣旨にしたがって施設サービスを提供し、利用者はその料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. 利用者は、契約の終了事由がない限り、施設サービスを利用できます。

第3条（施設サービス計画）

1. ホームは、次の事項を介護支援専門員に行わせます。
 - ① 利用者への適切な施設サービス計画は、利用者の意向を踏まえて作成いたします。
 - ② 必要に応じて施設サービス計画を変更します。
 - ③ 施設サービス計画の作成および変更についてはその内容を説明いたします。

第4条（施設サービスの内容）

1. ホームは、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。入所したその日から、利用者の希望、状態等に応じて、適切な施設サービスを提供します。
2. 利用者が、利用できるサービスの種類は以下のとおりです。ホームはその内容を、利用者及びその家族に説明します。

居室	定員2名の居室ですが、全室個室対応可能な造りになっております。 ＊居室の変更：ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。
施設サービス計画の作成	介護支援専門員により、施設サービス計画を作成します。
食事	管理栄養士又は栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供いたします。 ・食事時間 朝食 8：15～ 9：15 昼食 12：15～13：15 夕食 17：45～18：45 ＊自立支援のため離床して各階の食堂にておとりいただくことを原則としています。
栄養ケア マネジメント	施設における食事や栄養管理について、次のような取り組みを進めていきます。利用者一人ひとりの健康状態・栄養状態を、体重測定や血液検査・嚥下評価などにより、低栄養状態になっていないか嚥下機能はどうかなどチェックします。一人ひとりの健康・栄養状態に基づいて、個別の計画を作成し、低栄養状態の予防・改善のための食事、摂食・嚥下機能に応じた食形態などを提供します。定期的なフォローアップもします。

入浴	身体状況に応じて一般浴槽もしくは特別浴槽をご利用いただき、週に2回以上入浴することができます。ご希望により、個人浴槽のご利用も可能です。ただし、健康状況により清拭となる場合があります。												
介護	施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。 食事介助、着替え介助、入浴介助、排泄介助、おむつ交換、体位交換、施設内の移動の付添い、日中のレクリエーション、シーツ交換等												
機能訓練・生活リハビリ	1階の機能回復訓練室および各階居室にて機能訓練、各階デイルームにて集団訓練を行います。												
趣味活動	趣味活動として書道、手工芸、生花、園芸、娯楽、レクリエーション、映画会等に参加できます。活動内容によって材料費などの実費がかかる場合があります。												
生活相談	利用者及びご家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。												
健康管理	当苑では、年1回の健康診断を行います。その他、血圧測定・検温などにより日々健康チェックを行います。 医務室において、診察や健康相談サービスを受けることができます。 医療の必要性の判断は主治医・または協力病院の医師が行います。医療が必要と判断された場合には、速やかに医療機関に通院もしくは入院していただきます。 希望によりインフルエンザ予防接種等も実施いたします。 <table border="1" data-bbox="624 1064 1377 1261"> <tr> <td></td><td>医師来苑曜日、時間</td></tr> <tr> <td>内 科</td><td>毎週火曜日 12:30～14:00、金曜日 12:30～14:00</td></tr> <tr> <td>精神科</td><td>月 2 回</td></tr> </table> 協力病院 <table border="1" data-bbox="624 1335 1377 1552"> <tr> <th>名 称</th><th>住 所</th></tr> <tr> <td>栄 田 医 院</td><td>東京都昭島市玉川町3-18-14</td></tr> <tr> <td>医療法人社団 潮友会 う し お 病 院</td><td>東京都昭島市武蔵野2-7-12</td></tr> </table>		医師来苑曜日、時間	内 科	毎週火曜日 12:30～14:00、金曜日 12:30～14:00	精神科	月 2 回	名 称	住 所	栄 田 医 院	東京都昭島市玉川町3-18-14	医療法人社団 潮友会 う し お 病 院	東京都昭島市武蔵野2-7-12
	医師来苑曜日、時間												
内 科	毎週火曜日 12:30～14:00、金曜日 12:30～14:00												
精神科	月 2 回												
名 称	住 所												
栄 田 医 院	東京都昭島市玉川町3-18-14												
医療法人社団 潮友会 う し お 病 院	東京都昭島市武蔵野2-7-12												

看護職員と介護職員の連携による医療的ケア	口腔内のたんの吸引・胃ろうによる経管栄養（以下「医療的ケア」という。）が必要になっても、引き続き施設での生活が続けられ、また、医療的ケアが必要な方にも入所して頂けるよう、医療行為の一部を必要時に、医師・看護職員との連携の下で介護職員も行います。 ①対象となる医療的ケアの範囲は、口腔内の痰の吸引（咽頭の手前まで）と胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く）です。 ②介護職員が医療的ケアを実施するにあたっては、厚生労働省の通達要件を満たすよう以下の対応をします。 （ア）嘱託医から看護職員への指示を受け、看護職員と介護職員が連携・協働し、実施計画書の作成を行い、医療関係者による適切な医学管理を行います。 （イ）安全性確保のための委員会の設置やマニュアルの整備などの体制を整えます。 （ウ）医療的ケアの水準を確保するために、継続的な研修・指導を行います。 （エ）実際に医療的ケアが必要になった方には、実施体制を説明した上で、介護職員が医療的ケアを行うことについて書面により、同意を得た上で実施します。
理美容サービス	当苑では毎月業者が来苑し、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。
日常費用支払い代行	日常生活に係る費用等の支払いについて代行してお支払いいたします。
所持品保管	ご契約の希望により、所持品等管理させていただきます。
外注食等の提供	利用者のご希望に基づいて、外注食等を実費にて提供します。
複写物の交付	利用者が、該当利用者に関するケース処遇記録の複写物を必要とする場合に交付いたします。（費用は実費にていただきます。）

第5条（要介護認定の申請に係る援助）

1. ホームは、利用者が要介護認定の更新申請が円滑に行なえるよう利用者を援助します。
2. ホームは、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第6条（サービス提供の記録の保存）

1. 施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後2年間保管いたします。

第7条（利用料金）

1. 利用者は、第4条に定めるサービスについて、〔契約書別紙〕に定める自己負担分をホームに支払います。
2. 利用料金は1ヵ月ごとに計算し、請求書と明細書を翌月 12 日に利用者に通知します。
利用者は、翌月末までに（口座引き落としの方法で）支払います。
ただし、通知と支払い日は土日祝日にあたる月は前後することがあります。
3. 前項の利用料金引き落としの為に、利用者はホームが指定する金融機関において口座を開設します。

第8条（利用料金の変更）

1. ホームは、利用者に対して、介護保険給付体系の変更又はサービス体系に変更があった場合、サービス利用料金の変更をすることができます。
2. 利用者が、利用の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく〔契約書別紙〕を作成し、お互いに取り交わすこととします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合には、この契約を解除することができます。

第5条（入所の手続き）

1. 要介護度3以上の認定を受けた方・居宅において日常生活を営む事が困難な事についてやむを得ない事由があることによる要介護度1または2の方の特例的な施設への入所(特例入所)が認められた方で、入所を希望する方は、所定の申し込み用紙にてお申し込み下さい。
3. 申し込みを受けた後、施設職員が事前面接に伺います。事前面接と健康診断書の内容にて、施設サービス提供の可否のお返事をさせていただくことになります。施設サービスが提供できない以下の場合がございますのでご注意ください。
 - ・ 医療処置・治療が必要と判断された場合
 - ・ 施設として適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することが困難な場合

＊詳細は、ソーシャルワーカーにお尋ね下さい。

第8条（退所の手続き）

1. 利用者は、いつでも申し出るにより、この契約を解約することができます。
2. ホームは、次の事由に当てはまる場合、利用者に対して、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく3ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
 - ② 利用者が、病院に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
 - ③ 利用者が、ホームやサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行い、その状況の改善が認められない場合
 - ④ やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合
3. 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - ② 介護認定区分が非該当（自立）、要支援となった場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第9条（安全配慮の義務）

1. ホームは、サービス提供するにあたり、利用者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
2. ホームは、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。ここで言う身体的拘束とは、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法によるものを指します。
3. 保護をするため緊急やむを得ず2項の拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について、これらの要件を慎重に確認し、判断します。緊急やむを得ない理由としては切迫性・非代替性・一時性の3つの要件を満たした場合において合理的と判断します。
4. ホームで作成して保存している利用者の記録について、いつでも閲覧できます。また、実費にて複写することもできます。

緊急やむを得ない理由について

切迫性	利用者やほかの利用者の生命や身体に危険が及ぶ可能性が高い場合
非代替性	身体拘束以外に代替する介護方法がない場合
一時性	身体拘束は一時的なものである場合

第10条（秘密（個人情報）保持の厳守）

1. 施設及び全ての職員は、サービス提供する上で知り得た利用者及びそのご家族に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様といたします。
2. 個人情報の取り扱いについては、契約書別紙「個人情報の利用目的」をご確認下さい。

第9条（損害賠償の責任）

1. ホームは、サービスの提供にともなって、ホームの責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。ただし、利用者に故意または重大な過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況から相当と認められた時に限り、過失割合に応じて損害賠償を減じることができます。

第10条（緊急時の対応）

1. ご利用者に容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等へ速やかに連絡します。連絡先は別紙にて記載して下さい。

第11条（サービス内容に関する相談・苦情）

1. サービス内容に対して相談・苦情があれば下記の窓口が対応いたします。

①当施設ご利用者相談・苦情担当

担当： **ソーシャルワーカー** 電話 042-545-5318

必要に応じて、第三者委員を含めて解決できる体制を作っております。

②その他

当施設以外に、市区町村の相談・苦情窓口等で受付けています。

昭島市 昭島市保健福祉部介護福祉課

電話 042-544-5111（代表）

昭島市総合オンブズパーソン相談室

電話 042-544-5122

第12条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者およびホームは、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第13条（裁判管轄）

1. 利用者とホームは、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、東京地方裁判所立川支部を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者とホームが署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者

〔住 所〕 _____

〔氏 名〕 _____ 印

（代理人）

〔住 所〕 _____

〔氏 名〕 _____ 印

事業者

〔事業者名〕 社会福祉法人 ゆりかご会

もくせいの苑（事業所番号 1374000170）

〔住 所〕 東京都昭島市松原町2丁目9番2号

〔代 表 者〕 理事長 尾西 幸子 印